

日米貿易協定締結に伴う政令改正

2019年11月15日

日米貿易協定締結については新たな法律の制定または法改正は不要とされている。
政令以下の改正は必要となるが従前「経済連携協定」についての規定であるので日米貿易協定ではどうなるか？

1 関税法関係－原産地証明

原産地証明については

関税法

(輸出申告又は輸入申告に際しての提出書類)

第六十八条 税関長は、第六十七条(輸出又は輸入の許可)の規定による申告があつた場合において輸出若しくは輸入の許可の判断のために必要があるとき、又は関税についての条約の特別の規定による便益(これに相当する便益で政令で定めるものを含む。)を適用する場合において必要があるときは、契約書、仕入書その他の申告の内容を確認するために必要な書類又は当該便益を適用するために必要な書類で政令で定めるものを提出させることができる。

の規定による「関税についての条約の特別の規定による便益」に日米貿易協定が相当することは間違いない。関税法施行令第61条第1項第2項では、
経済連携協定(新たな時代における経済上の連携に関する日本国とシンガポール共和国との間の協定(第六項において「シンガポール協定」という。)、経済上の連携の強化に関する日本国とメキシコ合衆国との間の協定、経済上の連携に関する日本国政府とマレーシア政府との間の協定、戦略的な経済上の連携に関する日本国とチリ共和国との間の協定、経済上の連携に関する日本国とタイ王国との間の協定、経済上の連携に関する日本国とインドネシア共和国との間の協定(以下この号において「インドネシア協定」という。)、経済上の連携に関する日本国とブルネイ・ダルサラーム国との間の協定、包括的な経済上の連携に関する日本国及び東南アジア諸国連合構成国との間の協定(以下この号において「東南アジア諸国連合協定」という。)、経済上の連携に関する日本国とフィリピン共和国との間の協定、日本国とスイス連邦との間の自由な貿易及び経済上の連携に関する協定、経済上の連携に関する日本国とベトナム社会主義共和国との間の協定、日本国とインド共和国との間の包括的経済連携協定、経済上の連携に関する日本国とペルー共和国との間の協定、経済上の連携に関する日本国とオーストラリアとの間の協定、経済上の連携に関する日本国とモンゴル国との間の協定、環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定(以下この号において「環太平洋包括的及び先進的協定」という。)又は経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定をいう。以下この号において同じ。)

と規定がある。ここにそのまま日米貿易協定を加えるか「経済連携協定等」にするあるいは

協定自体には原産地証明は国内法によるようになっていて他とは異なることから、第61条に第9項以下を追加して独自に規定することも可能である。いずれにしても法律の委任はひるく政令制定に支障はない。

2 関税暫定措置法

関税暫定措置法は第7条の3第1項で

経済連携協定（世界貿易機関を設立するマラケシュ協定附属書一Aの千九百九十四年の関税及び貿易に関する一般協定（次項第五号及び第七条の六第四項第二号において「一般協定」という。）第二十四条8（b）に規定する自由貿易地域を設定するための措置その他貿易の自由化、投資の円滑化等の措置を総合的に講ずることにより我が国と我が国以外の締約国（固有の関税及び貿易に関する制度を有する地域を含む。以下同じ。）との間の経済上の連携を強化する条約その他の国際約束であつて、その適確な実施を確保するためこの法律に基づき措置を講ずることが必要なものとして政令で定めるものをいう。以下同じ。）

と定義し、特別緊急関税等との調整、EPAにおけるセーフガードの実施の根拠規定として

いる。
日米貿易協定が千九百九十四年の関税及び貿易に関する一般協定第24条8(b)に規定する「自由貿易地域を設定するための措置」といえるかもはなはだ疑問であるが、「その他貿易の自由化、投資の円滑化等の措置を総合的に講ずる」とはとてもいえない。

さて強引に政令で日米貿易協定も経済連携協定の一種とするか、はたまた来年度改正まで3月では実際に発動に影響しないとして暫時放置するか、いずれであろうか？

3 経済連携協定に基づく申告原産品に係る情報の提供等に関する法律

ここでの経済連携協定の定義は、関税暫定措置法と同じである。ただし現在のところ、日豪EPA、CPTPP、日EU EPAの3協定だけ対象である、輸出者自己証明が可能で、相手国税関への調査依頼が可能なのが前提であるから日米貿易協定は、輸入者証明のみであり調査依頼規定もないから該当しないと思われる。

2019年11月26日追記

第200回国会 衆議院.外務委員会 2019年11月6日（水曜日）での内閣官房澁谷TPP等政府対策本部政策調整統括官は「（日米貿易協定は）ガット二十四条に整合的な協定でございますので、経済連携協定だと認識」と答弁し、ガット二十四条に整合的のみで、関税暫定措置法上の要件を満たすと答弁した。これは当然関税局との協議した内容であろうから、日米貿易協定も経済連携協定の一種として処理されることは確定的なようである。